

## 介護職員等特定処遇改善加算に係る特別手当及び一時金支給取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人小鹿野福祉会給与支給規程第22条及び準職員就業規則第24条第1項に基づき、必要な事項について定めるものとする。

### (特別手当)

第2条 ここでいう特別手当は、特定加算手当とする。

### (支給対象)

第3条 社会福祉法人小鹿野福祉会就業規則第2条及び準職員就業規則第2条に規定する職員のうち、特別養護老人ホーム小鹿野苑、地域密着型特別養護老人ホーム巨香の郷、小規模多機能ホーム巨香の郷（以下「介護保険施設」という。）に所属する職員については、特定加算手当及び一時金を支給することがある。

2 介護保険施設以外（保育園は除く）の施設に所属する職員について、前項に準じて特定加算手当及び一時金を支給することがある。

3 一時金支給対象者は、各年度とも翌年6月30日時点で在籍している職員とする。

4 特定加算手当は、月額支給とし、支給対象月初日より介護保険施設等に勤務実績のある対象職員に支給する。

5 一時金支給日は、6月の賞与支給日とする。

### (支給額等)

第4条 特定加算手当は、介護職員等特定処遇改善加算を受給する場合に支給するものとする。

2 特定加算手当の額は、別表に定める。

3 特定加算手当額については、介護職員等特定処遇改善加算総額及び賃金改善状況により変更することがある。

4 支給対象職員においては、年度末時点で、介護職員等特定処遇改善加算総額が特定加算手当支給総額及び昇給に要した額（以下「賃金改善額」という。）を上回っていた場合は、差額分を一時金として支給する。支給額については、上回った額に応じて調整する。

### (支給期間)

第5条 支給期間は、令和4年7月から介護職員等特定処遇改善加算に該当する体制が整っている期間とする。

### (特定加算手当及び一時金の取扱い)

第6条 特定加算手当及び一時金については、介護職員等特定処遇改善加算の算定を前提としているので、第4条の支給期間に係わらず、加算の廃止等で、介護職員等特定処遇改善

加算の算定ができなくなった場合は、支給を停止する。

(介護職員等特定処遇改善加算の取扱い)

第7条 介護職員等特定処遇改善加算は、賃金の改善が目的であるので、給与改定時昇給がある場合は、介護職員においては昇給に要する額を、加算額から充当する。

附則 この要領は、令和元年12月1日から施行する。

附則 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

別表 特定加算手当

	対象職員	支給額
1	介護福祉士で当法人勤続10年以上の正職員	10,000円
2	1以外の介護正職員(正支援員含む)	9,000円
3	常勤介護職員(常勤支援員含む)	8,000円
4	非常勤介護職員(非常勤支援員含む)	5,000円
5	その他の常勤職員	3,000円